# 入札説明書

国宝 金峯山寺二王門 耐震補強工事 I 7 文保第 9 号

令和 7年 7月

奈良県 地域創造部 文化財保存事務所

## 入 札 説 明 書

- 1 競争入札に参加する者に必要な資格
- (1) 資格要件
  - この工事の入札に参加しようとする者は、次の条件を全て満たしていること。
  - ア 建設業法 (昭和24年法律第100号) 第27条の23第1項に規定する経営事項 審査 (直近のもの。以下「経営事項審査」といいます。) について、総合評定値通知 書の有効期限が開札の日まであること。
  - イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でないこと。
  - ウ 入札参加申込書の提出の日から開札の日までの期間に、奈良県建設工事等請負契約 に係る入札参加停止措置要領による入札参加停止措置(以下「入札参加停止」と いいます。)を受けていないこと。
  - エ 入札公告第2にこの工事の入札に係る設計業務の受託者が示されている場合は、次 の (ア) 又は (イ) に該当しないこと。
    - (ア) 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその 出資の総額の100分の50を超える出資をしている者
    - (イ) 代表権を有する役員が、当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている者
  - オ 会社更生法(平成14年法律第154号。以下「新法」といいます。)第17条の規定による更生手続開始の申立て(新法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件(以下「旧更生事件」といいます。)に係る新法による改正前の会社更生法(昭和27年法律第172号。以下「旧法」といいます。)第30条に規定する更生手続開始の申立てを含みます。)をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、新法に基づく更生手続開始の決定(旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含みます。)を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。
  - カ 平成12年3月31日以前に民事再生法(平成11年法律第225号)附則第2条の規定による廃止前の和議法(大正11年法律第72号)第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
  - キ 平成12年4月1日以降に民事再生法第21条に規定する再生手続開始の申立てを していない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生 手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、 再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。

## (2) 配置予定技術者の資格要件

<u> </u>		
工事業種	配置予定技術者の資格(いずれかに該当すること)	
建築工事	① 建築工事に関し、学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校	
	を卒業した後5年以上又は同法による大学若しくは高等専門学校を	
	卒業した後3年以上実務の経験を有する者で在学中に建築学又は都	
	市工学に関する学科を修めた者	
	② 建築工事に関し10年以上実務の経験を有する者	
	③ 建築工事に関し、旧実業学校卒業程度検定規程による検定で建築学	
	又は都市工学に関する学科に合格した後5年以上又は専門学校卒業	
	程度規程による検定で建築学又は都市工学に関する学科に合格した	
	後3年以上実務の経験を有する者	
	④ 建設業法による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管理又は	
	2級の建築施工管理(種別を「建築」とするものに限る。)とする	
	ものに合格した者	

- ⑤ 建築士法(昭和25年法律第202号)による1級建築士又は2級 建築士の免許を受けた者
- 2 入札参加申込書の作成・提出について
- (1) 作成及び提出に係る費用については申請者負担とします。
- (2)入札参加申込書は様式S0により作成してください。
- (3) 入札参加申込書については、書面により提出してください。
- (4) ア 提出期限 入札公告第3に掲げる日時
  - イ 提出場所 入札公告第3に掲げる場所
  - ウ 提出部数 1部
  - エ 提出方法 郵送または持参。期限内に到着したもののみ有効 奈良県 地域創造部 文化財保存事務所 事業係あてに送付または持参 してください。
  - オ その他 入札参加申込書が期限内に提出された場合、入札参加申込書受理書を 交付します(受理書はファックスにより送付します)。

受理書は入札公告第3に掲げる期日の翌々平日午後5時までにファックスで送付しますが、郵送したにもかかわらず、受理書の送付がない場合、下記に問い合わせ下さい(同日午後5時15分まで)。

奈良県 地域創造部 文化財保存事務所 事業係

電 話 0742-27-9865

- 3 技術提案書に関する事項
- (1) 評価の基準

評価基準及び配点は落札者決定基準に記載のとおりとします。

- (2)技術提案書(事後)について、工事名・工事番号が適正でない場合、会社名が記載されていない場合、押印がない場合、提出期限までに提出されない場合、提出を求める様式について一部でも漏れ落ちがある場合、配置予定技術者の氏名が記載されていない場合、配置予定技術者の氏名が入札時に書面で提出する配置予定技術者の氏名と異なる場合(※提出を求める場合のみ)は失格とします。
- 4 技術提案書(事後)の作成等
- (1) 開札後、入札公告第4の1に該当する者は、技術提案書(事後)及びその添付書類(以下「技術提案書等(事後)」といいます。)を作成してください。なお、提出資料は様式7に記載のとおりです。
- (2)技術提案書等(事後)は入札公告第3で指定する場所へ持参により入札公告第3で指定する提出期限までに提出してください。
- (3)技術提案書等(事後)の作成及び提出に係る費用は提出者の負担とします。
- (4)様式7の自己申告評価点算出欄に、落札者決定基準で定める各評価(審査)基準をも とに自己採点した点数を記載してください。

なお、自己申告評価点算出欄の自己申告評価点と入札時に書面により提出する自己申告評価点は、同一の数値としてください。

- (5)提出された技術提案書等(事後)を確認した結果、様式7の自己申告評価点算出欄に 記載の申告点数(企業の施工実績等の合計(自己申告評価点)を含む。)に誤りがあっ た場合の評価については、次のとおり取り扱うものとします。
  - ア 点数が過大評価されていた場合は、当該評価(審査)項目について適切な点数に修 正の上、評価します。
  - イ 点数が過小評価されていた場合は、当該評価(審査)項目について記載された点数 により評価します。(点数の修正は行いません。)

- ウ 点数が記載されていない場合(点数の記載が明瞭ではなく、点数が確認できない場合を含む。)、「配点」欄に設定のない点数を記載した場合は、当該評価(審査)項目における最低の点数に修正の上、評価するものとします。
- (6)技術提案書等(事後)を確認した結果、落札候補者の技術評価点が変更となった場合 は、発注者が評価した技術評価点に基づき評価値を算出します。

なお、評価値の最も高い者が変更となった場合は、再度、最も評価値が高い者を落札 候補者として、評価値の最も高い者が決定するまで入札公告第4及び第5に定める規定 を繰り返します。

#### (7) その他

ア 提出された技術提案書等(事後)は、内容の審査以外に提出者に無断で使用しません。

- イ 提出された技術提案書等(事後)は、返却しません。
- ウ 提出された技術提案書等(事後)の内容について、疑義がある場合は、必要に応じて技術提案書等(事後)の記載事項に関するヒアリングを行うことがあります。また、その結果、差し替えは認めませんが、補足の資料提出を求めることがあります。

## 5 競争入札参加資格の確認

(1) 競争入札参加資格確認申請書等の提出について

開札後、落札候補者は競争入札参加資格確認申請書及び競争入札参加資格確認資料(以下「競争入札参加資格確認申請書等」といいます。)を次の表により提出してください。

対象書類	・競争入札参加資格確認申請書(様式S1-1)
	・配置予定技術者の資格・工事経歴報告書(様式S6-1(必要に
	より様式S6-2))
	・現場代理人報告書(様式S8)
	上記様式に添付すべき書類の写し
提出方法	持参
提出先	15 の(1)のとおり
作成・提出に	申請者負担
係る費用	

#### (2) 競争入札参加資格確認申請書等の作成等

ア 競争入札参加資格確認申請書は様式S1-1により作成してください。

イ 競争入札参加資格確認資料は下記(ア)から(イ)のとおりとし、次に従い作成してください。

#### (ア) 配置予定技術者の資格・工事経歴報告書

入札公告第2の6に掲げる資格があることが判断できる配置予定技術者の資格 及び従事経験を様式S6-1に記載してください。また、1の(2)の配置予定 技術者の資格を証する書面の写し及び3か月以上の雇用関係を証明する書類(健 康保険被保険者証の写し等)を添付してください。監理技術者を置くことが必要 な場合は、競争入札参加資格確認申請書の提出日において有効期限内である監理 技術者資格者証の写し(表面及び監理技術者講習修了履歴の記載がある裏面)を 添付してください。様式S6-1で提出する監理技術者を2つの工事現場で兼務 させる(特例監理技術者を置く)場合は、専任の監理技術者補佐を様式S6-2 に記載してください。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく 技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであることを要します。添付書類は、監理技術者と同様の書類、又は主任技術者の資格を証する書面及び当該資格と同一の業種に係る一級の技術検定の第一次検定に合格したことを証明できる書面の写しとします。

また、様式S6-1で提出する配置予定技術者は、入札書及び技術提案書様式12で提出する配置予定技術者から選任しなければなりません。

なお、落札者は様式S6-1に記載した配置予定技術者をこの工事の現場に配置するものとします。

## (イ) 現場代理人報告書

入札公告第2の7に掲げる条件を満たす配置予定の現場代理人を様式S8に記載してください。また、3か月以上の雇用関係を証明する書類(健康保険被保険者証の写し等)を添付してください。

また、様式S6-1で提出する配置予定技術者が専任補助者を伴う場合は、S8で提出する現場代理人は、入札書及び技術提案書様式12で提出する専任補助者から選任しなければなりません。

なお、落札者は様式S8に記載した現場代理人をこの工事の現場に配置するものとします。

- (3) 競争入札参加資格確認申請書等の作成説明会 実施しません。
- (4) 競争入札参加資格の確認は、開札後に落札候補者に対して行うものとします。ただし、 競争入札参加資格要件のうち、入札参加停止の有無、登録業種・等級及び本店の所在地 に関する条件については、入札参加申込書の提出時においても確認を行うものとします。
- (5) その他
  - ア 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、競争入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しません。
  - イ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、返却しません。
  - ウ 提出された競争入札参加資格確認申請書等の提出期限(追加指示した場合等で別途 提出期限を定めた場合は、その期限)後における差し替え、追加及び再提出は認めま せん。期限までに提出されない場合は失格となるほか、入札参加停止を受けることが あります。

#### 6 入札の手続

(1) 入札書は、**工事費内訳書及び配置予定技術者等申告書**を記載、同封の上、郵便により提出してください。郵便は書留としてください。また、入札書は二重封筒とし、表封筒に「開札日、工事名、工事番号及び入札書在中」と記載するとともに、中封筒に入札書と工事費内訳書を入れ、直接投函する場合と同様に封印等の処理をし、奈良県地域創造部文化財保存事務所長あての親展として、入札公告第3に定める期日までに、次に示す場所へ到着するようにしてください。期日までに到着したもののみが有効です。

<送付先> 〒630-8501 奈良県奈良市登大路町30番地 奈良県 地域創造部 文化財保存事務所長

- (2) 入札者は、その提出した入札書を引き換え、変更し、または取り消すことはできませh。
- (3)入札は、総計金額で行います。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

- (4) **入札書には入札書 5. 自己申告評価点の記載をすること**。自己申告評価点は、落札者 決定基準を参照のうえ、自己採点を行い記載すること。
- (5)入札参加申込書を提出した後、入札を希望しない場合には、入札辞退届を提出して入 札を辞退することができます。

なお、入札書受付締切日時までに入札書の提出がなく、辞退届の提出もない場合には、 入札書受付締切日時を経過したときをもって辞退したものとみなします。

(6)調査基準価格の110分の100に相当する金額(以下「調査基準比較価格」といいます。)を下回る価格で入札を行う際、低入札価格調査を受ける意向がある場合は、低入札価格調査意向確認書(別記様式1)を記載し、工事費内訳書と合わせて入札書封筒に同封して提出してください。

なお、低入札価格調査意向確認書(別記様式1)の提出がなく、調査基準比較価格を 下回る価格で入札を行った場合は、低入札価格調査を辞退したものとみなし、失格とし ます。

また、この場合入札参加停止等の措置対象となりません。

## 7 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。また、無効の入札を行った者を落札者 としていた場合には、落札決定を取り消します。

- (1) 入札公告第2に定める競争入札に参加する者に必要な資格のない者の行った入札
- (2) 技術提案書が適正でない者の行った入札
- (3)競争入札参加資格確認申請書等又は技術提案書等に虚偽の記載をした者の行った入札
- (4) 奈良県契約規則(昭和39年5月奈良県規則第14号)第7条に該当する入札又は入 札に関する条件に違反した入札
- (5) 奈良県における競争入札参加資格を有する者であっても、開札の日までの間において 入札参加停止又は工事参入制限を受けた者等、開札時点において入札公告第2に定める 競争入札に参加する者に必要な資格のない者の行った入札

## 8 落札者の決定方法等

(1) 予定価格の制限の範囲内であり、かつ、技術提案書の内容が適正である者のうち、入札公告第6の1に定める方法により得られた評価値の最も高い者を落札者とします。評価値の最も高い者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定します。くじを辞退することはできません。

ただし、落札者の決定については一時保留し、技術提案書(事後)の確認及び競争入札参加資格の確認を行った上で、落札者を決定します。落札者の決定後、入札参加者に対し、入札結果を書面により通知します。

- (2) 落札者となるべき者の入札価格が、調査基準比較価格を下回る場合は、落札者の決定 を保留し、その価格によっては当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがある かどうかを調査し、その結果によっては落札者とならない場合があります。
- (3)調査基準比較価格を下回る価格で入札を行った者は、奈良県地域創造部低入札価格調査制度に係る取扱要領に規定する書類を開札の日の翌日(その日が県の休日に当たる場合は、その日後においてその日に最も近い県の休日でない日)の午前9時から正午までの間に次の提出先へ持参するとともに、契約審査会が行う聞き取り調査に応じなければなりません。

なお、提出期限までに書類が提出されない場合及び聞き取り調査に応じず、又は協力 しない場合は、失格となるほか、入札参加停止を受けることがあります。

提出先: 奈良市登大路町30番地

奈良県地域創造部文化財保存事務所事業係

- 9 工事費内訳書に関する事項
- (1) **工事費内訳書**は、<u>レベル1の工事区分、レベル2の工種ごと</u>に金額を明示し、「**所在地**」、「**商号又は名称**」、「**工事名**」、「**工事番号**」及び「**工事場所**」を記載することが必要です。誤脱・未記入がある場合は「入札書における失格・無効基準」の取扱いに準じます。また、添付もれの場合は失格となります。
- (2) **工事費内訳書**は、契約上の権利義務を生じさせるものではありませんが、下記ア~オの場合の入札は失格となりますので、間違いのないように作成してください。
  - ア 工事費内訳書を提出しない場合
  - イ 入札書に記載された入札金額と工事費内訳書の「工事価格」欄に記載された額とが 異なっている場合
  - ウ 工事費内訳書の各計及び合計が正しくない場合
  - エ 工事費内訳書において設計図書に示された各項目の額を記載していない場合
  - オ その他記載内容に不備がある場合
- 10 調査基準比較価格を下回る価格で入札を行った者と契約する場合の取扱い
  - (1)調査基準比較価格を下回る価格で入札を行った者との契約に係る前金払いの割合は、 請負代金額の10分の2以内となります。
  - (2)調査基準比較価格を下回る価格で入札を行った者との契約に係る契約保証金の額及 び契約解除の場合の違約金を支払うべき額は、請負代金額の10分の3以上となりま す。また、契約保証金を支払わない場合及び契約保証を受けられない場合は、契約は 締結できません。
  - (3)調査基準比較価格を下回る価格で入札を行った者で契約者となったものは、発注者が行う調査及び資料の提出に応じなければなりません。
  - (4) 調査基準比較価格を下回る価格で入札を行った者で契約者となったものは、「県土マネジメント部土木工事重点監督実施要領」第7条に基づく品質管理を実施することとします。
  - (5)調査基準比較価格を下回る価格で入札を行った者と契約する場合においては、入札 公告第1の4に定める工事期間の始期(着工日)が変更となることがあります。

## 11 契約の不締結

契約締結までの間に、落札(候補)者が競争入札参加資格の制限又は入札参加停止を受けた場合は、契約を締結しません。

#### 12 技術者の変更

工事の施工に当たって、資料に記載した配置予定技術者を変更できるのは、死亡、傷病、 出産、育児、介護または退職等の特別な場合に限ります。

#### 13 別に配置を求める技術者

- (1)調査基準価格を下回る価格をもって契約する場合においては、入札公告第2の6で定める技術者と同様の要件を満たす者を、入札公告第2の6で定める技術者とは別に、専任で1名現場に配置してください。
- (2) この技術者は、施工中は、入札公告第2の6で定める技術者を補助し、入札公告第2 の6で定める技術者と同様の職務を行うものとします。
- (3) この技術者を求めることとなった場合は、その氏名その他必要な事項を入札公告第 2の6で定める技術者の通知と同様に事業担当課長又は出先機関の長に通知してください。

#### 14 契約書作成の要否等

要します。落札者は、奈良県契約規則第17条第1項の規定に基づき、遅滞なく契約を締結するものとします。

- 15 関連情報を入手するための照会窓口
  - (1)入札参加申込書、競争入札参加資格の確認及び入札を担当する部課等の名称、所在地等 〒630-8501 奈良市登大路町30番地

奈良県 地域創造部 文化財保存事務所 事業係

電話: 0742-27-9865

(2) 技術提案書等に関する問い合わせ先

同上